

令和 2 年第 4 回定例市議会議案
条例新旧対照表

議案第 5 3 号	一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について	
	一般職の職員の給与に関する条例の一部改正案（第 1 条関係）	1
	一般職の職員の給与に関する条例の一部改正案（第 2 条関係）	2
	一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正案（第 3 条関係）	3
	一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正案（第 4 条関係）	4
	会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正案（第 5 条関係）	5
	特別職の職員の給与に関する条例の一部改正案（第 6 条関係）	6
	特別職の職員の給与に関する条例の一部改正案（第 7 条関係）	7
議案第 5 4 号	一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について	
	一般職の職員の給与に関する条例の一部改正案	8
議案第 5 5 号	非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	
	非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正案	9
議案第 5 6 号	藤井寺市指定居宅介護支援事業者の指定に関する基準並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	
	藤井寺市指定居宅介護支援事業者の指定に関する基準並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正案	10
議案第 5 7 号	藤井寺市介護保険条例の一部改正について	
	藤井寺市介護保険条例の一部改正案	12
議案第 5 8 号	藤井寺市国民健康保険条例の一部改正について	
	藤井寺市国民健康保険条例の一部改正案	13
議案第 5 9 号	藤井寺市子どもの医療費の助成に関する条例の一部改正について	
	藤井寺市子どもの医療費の助成に関する条例の一部改正案	17
議案第 6 0 号	藤井寺市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について	

	藤井寺市後期高齢者医療に関する条例の一部改正案	20
議案第61号	藤井寺市道路占用料条例及び藤井寺市準用河川占用料徴収条例の一部改正について	
	藤井寺市道路占用料条例の一部改正案（第1条関係）	21
	藤井寺市準用河川占用料徴収条例の一部改正案（第2条関係）	25
議案第62号	藤井寺市南部大阪都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について	
	藤井寺市南部大阪都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正案	28
議案第63号	藤井寺市水道事業給水条例の一部改正について	
	藤井寺市水道事業給水条例の一部改正案	29
議案第64号	藤井寺市水道事業の設置等に関する条例等の廃止等について	
	非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正案（第2条関係）	30
	特別職の職員の給与に関する条例の一部改正案（第3条関係）	31
	藤井寺市特別会計条例の一部改正案（第4条関係）	32
	藤井寺市職員定数条例の一部改正案（第5条関係）	33
	藤井寺市情報公開条例の一部改正案（第6条関係）	34
	藤井寺市個人情報保護条例の一部改正案（第7条関係）	35
	藤井寺市行政手続条例の一部改正案（第8条関係）	36
	藤井寺市職員の厚生制度に関する条例の一部改正案（第9条関係）	37
	重要な公の施設に関する条例の一部改正案（第10条関係）	38
	一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正案（第11条関係）	39
	藤井寺市暴力団排除条例の一部改正案（第12条関係）	40
	藤井寺市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正案（第13条関係）	41

議案第 5 3 号

一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

○一般職の職員の給与に関する条例（昭和 3 4 年藤井寺市条例第 2 1 号） 新旧対照表
（第 1 条関係）

改正後	改正前
<p>(期末手当) 第 2 4 条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>1 0 0 分の 1 2 5</u>を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) ~ (4) (略) 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>1 0 0 分の 1 2 5</u>」とあるのは「<u>1 0 0 分の 7 2 . 5</u>」とする。 4 ~ 6 (略)</p>	<p>(期末手当) 第 2 4 条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>1 0 0 分の 1 3 0</u>を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) ~ (4) (略) 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>1 0 0 分の 1 3 0</u>」とあるのは「<u>1 0 0 分の 7 2 . 5</u>」とする。 4 ~ 6 (略)</p>

○一般職の職員の給与に関する条例（昭和34年藤井寺市条例第21号） 新旧対照表
 （第2条関係）

改正後	改正前
<p>（期末手当） 第24条（略） 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4）（略） 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「100分の72.5」とする。 4～6（略）</p>	<p>（期末手当） 第24条（略） 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4）（略） 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「100分の72.5」とする。 4～6（略）</p>

○一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年藤井寺市条例第15号） 新旧対照表
 （第3条関係）

改正後	改正前
<p>（特定任期付職員についての給与条例の適用除外等）</p> <p>第8条 （略）</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第15条の2、第23条の2、第24条第2項及び第26条の規定の適用については、給与条例第2条中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当、特定任期付職員業績手当」と、給与条例第15条の2第1項中「この条例の適用を受ける職員（第28条に規定する職員を除く。）」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、同条第2項中「給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額」とあるのは「給料月額」と、給与条例第23条の2中「第13条第1項に規定する職にある職員（第20条にあっては、規則で定める職員を除く。）」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第24条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」と、給与条例第26条中「及び勤勉手当」とあるのは「、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」とする。</p>	<p>（特定任期付職員についての給与条例の適用除外等）</p> <p>第8条 （略）</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第15条の2、第23条の2、第24条第2項及び第26条の規定の適用については、給与条例第2条中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当、特定任期付職員業績手当」と、給与条例第15条の2第1項中「この条例の適用を受ける職員（第28条に規定する職員を除く。）」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、同条第2項中「給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額」とあるのは「給料月額」と、給与条例第23条の2中「第13条第1項に規定する職にある職員（第20条にあっては、規則で定める職員を除く。）」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第24条第2項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」と、給与条例第26条中「及び勤勉手当」とあるのは「、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」とする。</p>

○一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年藤井寺市条例第15号） 新旧対照表
 （第4条関係）

改正後	改正前
<p>（特定任期付職員についての給与条例の適用除外等）</p> <p>第8条 （略）</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第15条の2、第23条の2、第24条第2項及び第26条の規定の適用については、給与条例第2条中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当、特定任期付職員業績手当」と、給与条例第15条の2第1項中「この条例の適用を受ける職員（第28条に規定する職員を除く。）」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、同条第2項中「給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額」とあるのは「給料月額」と、給与条例第23条の2中「第13条第1項に規定する職にある職員（第20条にあっては、規則で定める職員を除く。）」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第24条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」と、給与条例第26条中「及び勤勉手当」とあるのは「、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」とする。</p>	<p>（特定任期付職員についての給与条例の適用除外等）</p> <p>第8条 （略）</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第15条の2、第23条の2、第24条第2項及び第26条の規定の適用については、給与条例第2条中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当、特定任期付職員業績手当」と、給与条例第15条の2第1項中「この条例の適用を受ける職員（第28条に規定する職員を除く。）」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、同条第2項中「給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額」とあるのは「給料月額」と、給与条例第23条の2中「第13条第1項に規定する職にある職員（第20条にあっては、規則で定める職員を除く。）」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第24条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」と、給与条例第26条中「及び勤勉手当」とあるのは「、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」とする。</p>

○会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年藤井寺市条例第9号） 新旧対照表
（第5条関係）

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 (略) (経過措置)</p> <p>2 第16条及び第29条第1項の規定により準用する給与条例第24条第2項の規定の適用については、令和2年4月1日から<u>令和3年3月31日まで</u>の間、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「100分の50（市長が別に定める職種にあっては、100分の130）」とし、令和3年4月1日から<u>令和4年3月31日まで</u>の間、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「100分の90（市長が別に定める職種にあっては、<u>100分の127.5</u>）」とする。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 (略) (経過措置)</p> <p>2 第16条及び第29条第1項の規定により準用する給与条例第24条第2項の規定の適用については、令和2年4月1日から<u>令和3年3月31日まで</u>の間、同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「100分の50（市長が別に定める職種にあっては、100分の130）」とし、令和3年4月1日から<u>令和4年3月31日まで</u>の間、同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「100分の90（市長が別に定める職種にあっては、<u>100分の130</u>）」とする。</p>

○特別職の職員の給与に関する条例（昭和34年藤井寺市条例第18号） 新旧対照表
 （第6条関係）

改正後	改正前
<p>第3条 （略） 2・3 （略） 4 職員に支給する期末手当の額は、6月1日又は12月1日（以下「基準日」という。）現在（基準日前1箇月以内に退職又は死亡した場合においては、退職又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料の月額及び地域手当の月額並びにこれらの合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の192.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて一般職の職員の給与に関する条例（昭和34年藤井寺市条例第21号）第24条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。 5 （略）</p>	<p>第3条 （略） 2・3 （略） 4 職員に支給する期末手当の額は、6月1日又は12月1日（以下「基準日」という。）現在（基準日前1箇月以内に退職又は死亡した場合においては、退職又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料の月額及び地域手当の月額並びにこれらの合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の197.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて一般職の職員の給与に関する条例（昭和34年藤井寺市条例第21号）第24条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。 5 （略）</p>

○特別職の職員の給与に関する条例（昭和34年藤井寺市条例第18号） 新旧対照表
（第7条関係）

改正後	改正前
<p>第3条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 職員に支給する期末手当の額は、6月1日又は12月1日（以下「基準日」という。）現在（基準日前1箇月以内に退職又は死亡した場合においては、退職又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料の月額及び地域手当の月額並びにこれらの合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の195</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて一般職の職員の給与に関する条例（昭和34年藤井寺市条例第21号）第24条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>5 （略）</p>	<p>第3条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 職員に支給する期末手当の額は、6月1日又は12月1日（以下「基準日」という。）現在（基準日前1箇月以内に退職又は死亡した場合においては、退職又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料の月額及び地域手当の月額並びにこれらの合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の192.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて一般職の職員の給与に関する条例（昭和34年藤井寺市条例第21号）第24条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>5 （略）</p>

議案第54号

一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

○一般職の職員の給与に関する条例（昭和34年藤井寺市条例第21号） 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(時間外勤務手当等に関する規定の適用除外)</p> <p>第23条の2 第18条から第20条までの規定は、<u>第13条第1項の規則で定める職員</u>には適用しない。</p> <p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第23条の3 <u>第13条第1項の規則で定める職員</u>が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第3項、第4項及び第4条の規定に基づく週休日又は同条例第9条第2項の規定に基づく休日（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>2 前項に規定する場合のほか、<u>同項に規定する職員が</u>災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により<u>週休日等</u>以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、<u>当該職員には</u>、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(時間外勤務手当等に関する規定の適用除外)</p> <p>第23条の2 第18条から第20条までの規定は、<u>第13条第1項に規定する職にある職員（第20条にあつては、規則で定める職員を除く。）</u>には適用しない。<u>ただし、法令に基づく公の選挙の投票事務及び開票事務に従事した場合並びに災害による配備に伴う業務に従事した場合は、この限りでない。</u></p> <p>2 <u>前項ただし書の規定による手当を支給する場合の手当の額については、別に市長が定める。</u></p> <p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第23条の3 <u>第13条の規定に基づく規則で定める職員</u>が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第3項、第4項及び第4条の規定に基づく週休日又は同条例第9条第2項の規定に基づく休日（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。<u>ただし、前条第1項ただし書の規定により第18条から第20条までの規定を適用される場合は、この限りでない。</u></p> <p>2 前項に規定する場合のほか、<u>前項に規定する職員が</u>、災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により、<u>週休日等</u>以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、<u>当該職員に</u>管理職員特別勤務手当を支給する。<u>ただし、前条第1項ただし書の規定により第18条から第20条までの規定を適用される場合は、この限りでない。</u></p> <p>3・4 (略)</p>

議案第55号

非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

○非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和34年藤井寺市条例第17号） 新旧対照表

改正後		改正前	
(報酬) 第2条 (略) 2 市の常勤の職員が別表第1に掲げる職を兼ねるときは、その兼ねる職に対する報酬は支給しない。ただし、法令の規定に基づいて任命権者が認めるときは、この限りでない。		(報酬) 第2条 (略)	
別表第1 (第2条、第4条関係)		別表第1 (第2条、第4条関係)	
区分	報酬額	区分	報酬額
(略)		(略)	
選挙立会人及び開票立会人	1選挙につき 12,000円	選挙立会人及び開票立会人	1選挙につき 12,000円
投票管理者	日額 18,000円 半日額 9,000円	投票立会人	日額 17,000円 半日 8,500円
投票立会人	日額 17,000円 半日額 8,500円	期日前投票管理者	日額 16,000円
期日前投票管理者	日額 16,000円 半日額 8,000円	期日前投票立会人	日額 15,000円 半日 7,500円
期日前投票立会人	日額 15,000円 半日額 7,500円	(略)	
(略)			

議案第56号

藤井寺市指定居宅介護支援事業者の指定に関する基準並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○藤井寺市指定居宅介護支援事業者の指定に関する基準並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成30年藤井寺市条例第5号） 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(管理者) 第5条 (略) 2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員（以下「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、<u>介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を同項に規定する管理者とすることができる。</u> 3 (略)</p> <p>附 則 1 (略) (経過措置) 2 <u>令和9年3月31日までの間は、第5条第2項の規定にかかわらず、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を同条第1項に規定する管理者とすることができる。</u> 3 <u>令和3年4月1日以後における前項の規定の適用については、同項中「第5条第2項」とあるのは「令和3年3月31日までに法第46条第1項の指定を受けている事業者の当該指定に係る事業所（同日において当該事業所における第5条第1項に規定する管理者（以下この条において「管理者」という。）が、主任介護支援専門員でないものに限る。）については、第5条第2項」と、「介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を同条第1項に規定する」とあるのは「引き続き、令和3年3月31日における管理者である介護支援専門員を」とする。</u> (藤井寺市指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地</p>	<p>(管理者) 第5条 (略) 2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員でなければならない。 3 (略)</p> <p>附 則 1 (略) (経過措置) 2 <u>平成33年3月31日までの間は、第5条第2項の規定にかかわらず、介護支援専門員（介護保険法施行規則第140条の66第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員を除く。）を第5条第1項に規定する管理者とすることができる。</u> (藤井寺市指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地</p>

改正後	改正前
域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正) <u>4</u> (略)	域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正) <u>3</u> (略)

議案第 5 7 号

藤井寺市介護保険条例の一部改正について

○藤井寺市介護保険条例（平成 1 2 年藤井寺市条例第 7 号） 新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（延滞金の割合の特例）</p> <p>第 3 条 当分の間、第 1 6 条第 1 項に規定する延滞金の年 1 4. 6 パーセントの割合及び年 7. 3 パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法第 9 3 条第 2 項に規定する平均貸付割合をいう。）に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）</u>が年 7. 3 パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年 1 4. 6 パーセントの割合にあつては<u>その年における延滞金特例基準割合に年 7. 3 パーセントの割合を加算した割合</u>とし、年 7. 3 パーセントの割合にあつては<u>当該延滞金特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7. 3 パーセントの割合を超える場合には、年 7. 3 パーセントの割合）</u>とする。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（延滞金の割合の特例）</p> <p>第 3 条 当分の間、第 1 6 条第 1 項に規定する延滞金の年 1 4. 6 パーセントの割合及び年 7. 3 パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第 9 3 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）</u>が年 7. 3 パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この条において「<u>特例基準割合適用年</u>」という。）中においては、年 1 4. 6 パーセントの割合にあつては<u>当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年 7. 3 パーセントの割合を加算した割合</u>とし、年 7. 3 パーセントの割合にあつては<u>当該特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7. 3 パーセントの割合を超える場合には、年 7. 3 パーセントの割合）</u>とする。</p>

藤井寺市国民健康保険条例の一部改正について

○藤井寺市国民健康保険条例（昭和 3 6 年藤井寺市条例第 8 号） 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(保険料の減額)</p> <p>第 1 9 条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第 1 0 条又は第 1 3 条の 2 の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が第 1 3 条の 6 の額を超える場合には、第 1 3 条の 6 の額）とする。</p> <p>(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第 3 1 4 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第 3 1 3 条第 3 項、第 4 項又は第 5 項の規定を適用せず、所得税法（昭和 4 0 年法律第 3 3 号）第 5 7 条第 1 項、第 3 項又は第 4 項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法附則第 3 3 条の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第 3 5 条の 2 の 6 第 1 1 項又は第 1 5 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第 3 3 条の 3 第 5 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第 3 4 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第 3 5 条第 5 項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第 3 5 条の 2 第 5 項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第 3 5 条の 3 第 1 5 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第 3 5 条の 2 の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第 3 5 条の 2 の 6 第 1 5 項又は第 3 5 条の 3 第 1 3 項若しくは第 1 5 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第 3 5 条の 4 第 4 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第 3 5 条の 4 の 2 第 7 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第 8 条第 2 項に規定する特例適用利子等の額、同法第 8 条第 4 項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 1 0 項に規定する条約適用利子等の額及び同条第 1 2 項に規定する条約適用配当等の額</p>	<p>(保険料の減額)</p> <p>第 1 9 条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第 1 0 条又は第 1 3 条の 2 の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が第 1 3 条の 6 の額を超える場合には、第 1 3 条の 6 の額）とする。</p> <p>(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第 3 1 4 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第 3 1 3 条第 3 項、第 4 項又は第 5 項の規定を適用せず、所得税法（昭和 4 0 年法律第 3 3 号）第 5 7 条第 1 項、第 3 項又は第 4 項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法附則第 3 3 条の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第 3 5 条の 2 の 6 第 1 1 項又は第 1 5 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第 3 3 条の 3 第 5 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第 3 4 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第 3 5 条第 5 項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第 3 5 条の 2 第 5 項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第 3 5 条の 3 第 1 5 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第 3 5 条の 2 の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第 3 5 条の 2 の 6 第 1 5 項又は第 3 5 条の 3 第 1 3 項若しくは第 1 5 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第 3 5 条の 4 第 4 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第 3 5 条の 4 の 2 第 7 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第 8 条第 2 項に規定する特例適用利子等の額、同法第 8 条第 4 項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 1 0 項に規定する条約適用利子等の額及び同条第 1 2 項に規定する条約適用配当等の額</p>

改正後	改正前
<p>をいう。以下この項において同じ。)の算定についても同様とする。以下同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、<u>地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(次号及び第3号において「世帯主等」という。)のうち給与所得を有する者(前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。))の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。))の数の合計数(次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。))が2以上の場合にあつては、<u>地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額</u>を超えない世帯に係る保険料の納付義務者アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</u></p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、<u>地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)</u>に285,000円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p>	<p>をいう。以下この項において同じ。)の算定についても同様とする。以下同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、<u>地方税法第314条の2第2項に掲げる金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</u></p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、<u>地方税法第314条の2第2項に掲げる金額</u>に285,000円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p>

改正後	改正前
<p>ア・イ (略)</p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、<u>地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)</u>に520,000円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p>	<p>ア・イ (略)</p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、<u>地方税法第314条の2第2項に掲げる金額</u>に520,000円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p>
<p>ア・イ (略)</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>ア・イ (略)</p> <p>2～4 (略)</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>(公的年金等所得に係る保険料の減額賦課の特例)</p> <p>第2条 当分の間、世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得(以下「公的年金等所得」という。)について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第19条の規定の適用については、同条第1項第1号中「第314条の2第1項に規定する総所得金額(」とあるのは「第314条の2第1項に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から150,000円を控除した金額によるものとし、)」と、「同法第313条第3項」とあるのは「地方税法第313条第3項」と、「1,100,000円」とあるのは「1,250,000円」とする。</p>	<p>(公的年金等所得に係る保険料の減額賦課の特例)</p> <p>第2条 当分の間、世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得(以下「公的年金等所得」という。)について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第19条の規定の適用については、同条第1項第1号中「第314条の2第1項に規定する総所得金額(」とあるのは「第314条の2第1項に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から150,000円を控除した金額によるものとし、)」と、「同法第313条第3項」とあるのは「地方税法第313条第3項」とする。</p>
<p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>第3条 当分の間、第22条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法第93条第2項に規定</p>	<p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>第3条 当分の間、第22条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により</p>

改正後	改正前
<p>する平均貸付割合をいう。)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</p>	<p>告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</p>

議案第59号

藤井寺市子どもの医療費の助成に関する条例の一部改正について

○藤井寺市子どもの医療費の助成に関する条例（平成16年藤井寺市条例第14号） 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 子ども 出生の日から<u>18歳</u>に達した日以後における最初の3月31日を経過するまでの間にある者をいう。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(助成の対象期間)</p> <p>第5条 医療費の助成の対象となる期間は、助成を受けようとする対象者の出生の日（当該出生の日以後に対象者に該当することとなったときは、該当することとなった日）から<u>18歳</u>に達した日以後における最初の3月31日（当該3月31日以前に対象者に該当しないこととなったときは、該当しないこととなった日）までとする。</p> <p>(申請)</p> <p>第6条 この条例の適用を受けようとする対象者の保護者（<u>婚姻により成年に達したものとみなされる対象者</u>にあっては、<u>当該対象者</u>。以下同じ。）は、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(医療証の提示)</p> <p>第8条 前条第1項の規定により医療証の交付を受けている者（以下「<u>受給者</u>」という。）は、大阪府内に所在地を有し、第4条第1項の規定による助成を取り扱う健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者（以下「<u>医療機関</u>」という。）において療養を受けようとするときは、医療証を提示しなければならない。</p> <p>(助成の方法)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 子ども 出生の日から<u>15歳</u>に達した日以後における最初の3月31日を経過するまでの間にある者をいう。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(助成の対象期間)</p> <p>第5条 医療費の助成の対象となる期間は、助成を受けようとする対象者の出生の日（当該出生の日以後に対象者に該当することとなったときは、該当することとなった日）から<u>15歳</u>に達した日以後における最初の3月31日（当該3月31日以前に対象者に該当しないこととなったときは、該当しないこととなった日）までとする。</p> <p>(申請)</p> <p>第6条 この条例の適用を受けようとする対象者の保護者は、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(医療証の提示)</p> <p>第8条 前条第1項の規定により医療証の交付を受けている者は、大阪府内に所在地を有し、第4条第1項の規定による助成を取り扱う健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者（以下「<u>医療機関</u>」という。）において療養を受けようとするときは、医療証を提示しなければならない。</p> <p>(助成の方法)</p>

改正後	改正前
<p>第9条 子どもの医療費の助成は、助成する額を市長が当該医療機関に支払うことにより行う。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、助成する額を受給者の保護者（婚姻により成年に達したものとみなされる受給者にあつては、当該受給者。以下同じ。）に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。</p>	<p>第9条 子どもの医療費の助成は、助成する額を市長が当該医療機関に支払うことにより行う。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、助成する額を子どもの保護者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。</p>
<p>（第三者の行為による被害の届出）</p> <p>第10条 医療に関する給付の事由が第三者の行為によって生じたもので当該給付に対して、医療費の助成を受け、又は受けようとする受給者の保護者は、その事実、当該第三者の氏名及び住所又は居所（氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨）並びに被害の状況を、直ちに市長に届け出なければならない。</p>	<p>（第三者の行為による被害の届出）</p> <p>第10条 医療に関する給付の事由が第三者の行為によって生じたもので当該給付に対して、医療費の助成を受け、又は受けようとする子どもの保護者は、その事実、当該第三者の氏名及び住所又は居所（氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨）並びに被害の状況を、直ちに市長に届け出なければならない。</p>
<p>（損害賠償との調整）</p> <p>第11条 受給者が疾病又は負傷に関し第三者から損害賠償を受けたときは、市長は、第4条第1項の規定により助成すべき医療費の全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成した医療費の額に相当する金額を返還させることができる。</p>	<p>（損害賠償との調整）</p> <p>第11条 子どもが疾病又は負傷に関し第三者から損害賠償を受けたときは、市長は、第4条第1項の規定により助成すべき医療費の全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成した医療費の額に相当する金額を返還させることができる。</p>
<p>（届出義務）</p> <p>第14条 受給者の保護者は、住所、氏名その他規則で定める事項に変更があったときは、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。</p> <p>2 受給者又はその保護者が死亡したときは、戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定による死亡の届出義務者が、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。</p>	<p>（届出義務）</p> <p>第14条 <u>子どもの保護者</u>は、住所、氏名その他規則で定める事項に変更があったときは、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。</p> <p>2 <u>第7条第1項の規定により医療証の交付を受けた子ども</u>又はその保護者が死亡したときは、戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定による死亡の届出義務者が、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。</p>
<p>（事実の調査）</p> <p>第15条 市長は、資格の審査のため必要があるときは、この条例の適用を受けようとする対象者の保護者に対し、出頭を求め、質問をし、又は文書の提示若しくは必要な事項の報告を求めすることができる。</p>	<p>（事実の調査）</p> <p>第15条 市長は、資格の審査のため必要があるときは、この条例の適用を受けようとする者に対し、出頭を求め、質問をし、又は文書の提示若しくは必要な事項の報告を求めすることができる。</p>
<p>（報告等）</p> <p>第16条 市長は、助成にあたり必要があると認めるときは、<u>受給者の保護者</u>に対し、必要な事項の報告、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、</p>	<p>（報告等）</p> <p>第16条 市長は、助成にあたり必要があると認めるときは、<u>対象者</u>に対し、必要な事項の報告、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又はこれ</p>

改正後	改正前
<p>又はこれらの事項に関し受給者の<u>保護者</u>その他の関係者に質問し、若しくは診断書の提出を求めることができる。</p> <p>(助成の制限)</p> <p>第17条 市長は、<u>受給者の保護者</u>が、正当な理由なしに、前条の規定による命令に従わず、又は答弁若しくは診断書の提出を拒んだときは、助成の全部又は一部を行わないことができる。</p>	<p>らの事項に関し受給者その他の関係者に質問し、若しくは診断書の提出を求めることができる。</p> <p>(助成の制限)</p> <p>第17条 市長は、<u>対象者</u>が、正当な理由なしに、前条の規定による命令に従わず、又は答弁若しくは診断書の提出を拒んだときは、助成の全部又は一部を行わないことができる。</p>

議案第60号

藤井寺市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

○藤井寺市後期高齢者医療に関する条例（平成20年藤井寺市条例第7号） 新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（延滞金の割合の特例）</p> <p>第2条 当分の間、第8条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセント割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）</u>が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における<u>延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）</u>とする。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（延滞金の割合の特例）</p> <p>第2条 当分の間、第8条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセント割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）</u>が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この条において「<u>特例基準割合適用年</u>」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）</u>とする。</p>

議案第61号

藤井寺市道路占用料条例及び藤井寺市準用河川占用料徴収条例の一部改正について

○藤井寺市道路占用料条例（昭和34年藤井寺市条例第38号） 新旧対照表
（第1条関係）

改正後					改正前									
別表（第3条関係） 道路占用料金表					別表（第3条関係） 道路占用料金表									
占用物件			単位	占用料	占用物件			単位	占用料					
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	電柱	電柱	1本につき1年	<u>3,700円</u>	電柱	電柱	1本につき1年	<u>3,600円</u>						
		支柱		<u>3,700円</u>		支柱		<u>3,600円</u>						
		支線柱		1,700円		支線柱		1,700円						
		支線		<u>730円</u>		支線		<u>710円</u>						
	電話柱	電話柱		1本につき1年	<u>2,200円</u>	電話柱		電話柱	1本につき1年	<u>2,100円</u>				
		支柱			<u>3,000円</u>			支柱		<u>2,900円</u>				
		支線柱			1,600円			支線柱		1,600円				
		支線			<u>730円</u>			支線		<u>710円</u>				
	その他の柱類					<u>220円</u>		その他の柱類				<u>210円</u>		
	共架電線その他上空に設ける線類				長さ1メートルにつき1年	<u>22円</u>		共架電線その他上空に設ける線類			長さ1メートルにつき1年	<u>21円</u>		
	地下電線その他地下に設ける線類					13円		地下電線その他地下に設ける線類				13円		
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所				1個につき1年	<u>4,300円</u>		変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所			1個につき1年	<u>4,200円</u>		

改正後				改正前					
	郵便差出箱及び信書便差出箱			1,800円		郵便差出箱及び信書便差出箱			1,800円
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1年	<u>4,300円</u>		その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1年	<u>4,200円</u>
法第32条第1項第2号に掲げる物件	水管、下水道管、ガス管等	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>90円</u>	法第32条第1項第2号に掲げる物件	水管、下水道管、ガス管等	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>87円</u>
		外径が0.07メートル以上0.10メートル未満のもの		130円			外径が0.07メートル以上0.10メートル未満のもの		130円
		外径が0.10メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>200円</u>			外径が0.10メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>190円</u>
		外径が0.15メートル以上0.20メートル未満のもの		<u>260円</u>			外径が0.15メートル以上0.20メートル未満のもの		<u>250円</u>
		外径が0.20メートル以上0.30メートル未満のもの		<u>390円</u>			外径が0.20メートル以上0.30メートル未満のもの		<u>380円</u>
		外径が0.30メートル以上0.40メートル未満のもの		<u>510円</u>			外径が0.30メートル以上0.40メートル未満のもの		<u>500円</u>
		外径が0.40メートル以上0.70メートル未満のもの		<u>900円</u>			外径が0.40メートル以上0.70メートル未満のもの		<u>870円</u>

改正後					改正前				
		外径が0.70メートル以上1.00メートル未満のもの		1,300円			外径が0.70メートル以上1.00メートル未満のもの		1,300円
		外径が1.00メートル以上のもの		<u>2,600円</u>			外径が1.00メートル以上のもの		<u>2,500円</u>
	マンホールその他これに類するもの		1,300円	マンホールその他これに類するもの			1,300円		
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		上空に設ける通路	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>4,300円</u>	法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1年	<u>4,200円</u>	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下に設ける通路			1,300円	法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下に設ける通路		1,300円	
	その他のもの			<u>4,300円</u>		その他のもの		<u>4,200円</u>	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	<u>43円</u>	法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	<u>42円</u>
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	<u>430円</u>		その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	<u>420円</u>
道路法施行令（昭和27年政令第479号。）	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	<u>430円</u>	道路法施行令（昭和27年政令第479号。）	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	<u>420円</u>
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき	<u>4,300円</u>			その他のもの	表示面積1平方メートルにつき	<u>4,200円</u>

改正後				改正前					
以下「政令」という。)第7条第1号に掲げる物件			1年			1年			
	標識		1本につき1年	3,400円	標識		1本につき1年	3,400円	
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	<u>43円</u>	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	<u>42円</u>	
		その他のもの	1本につき1月	<u>430円</u>		その他のもの	1本につき1月	<u>420円</u>	
	幕	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	<u>43円</u>	幕	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	<u>42円</u>	
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	<u>430円</u>		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	<u>420円</u>	
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	<u>4,300円</u>	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	<u>4,200円</u>	
		その他のもの		<u>2,200円</u>		その他のもの		<u>2,100円</u>	
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占有面積1平方メートルにつき1月	<u>430円</u>	政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占有面積1平方メートルにつき1月	<u>420円</u>
その他のもの			1メートル又は1平方メートルにつき1月	<u>430円以内の額</u>	その他のもの			1メートル又は1平方メートルにつき1月	<u>420円以内の額</u>

○藤井寺市準用河川占用料徴収条例（平成12年藤井寺市条例第4号） 新旧対照表
（第2条関係）

改正後				改正前			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
占用物件		単位	占用料	占用物件		単位	占用料
電柱	電柱	1本につき1年	<u>3,700円</u>	電柱	電柱	1本につき1年	<u>3,600円</u>
	支柱		<u>3,700円</u>		支柱		<u>3,600円</u>
	支線柱		1,700円		支線柱		1,700円
	支線		<u>730円</u>		支線		<u>710円</u>
電話柱	電話柱	1本につき1年	<u>2,200円</u>	電話柱	電話柱	1本につき1年	<u>2,100円</u>
	支柱		<u>3,000円</u>		支柱		<u>2,900円</u>
	支線柱		1,600円		支線柱		1,600円
	支線		<u>730円</u>		支線		<u>710円</u>
その他の柱類			<u>220円</u>	その他の柱類			<u>210円</u>
共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき1年	<u>22円</u>	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき1年	<u>21円</u>
地下電線その他地下に設ける線類			13円	地下電線その他地下に設ける線類			13円
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1個につき1年	<u>4,300円</u>	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1個につき1年	<u>4,200円</u>
その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1年	<u>4,300円</u>	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1年	<u>4,200円</u>
水管、	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル	<u>90円</u>	水管、	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル	<u>87円</u>

改正後				改正前			
下水道管、ガス管等	外径が0.07メートル以上0.10メートル未満のもの	につき1年	130円	下水道管、ガス管等	外径が0.07メートル以上0.10メートル未満のもの	につき1年	130円
	外径が0.10メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>200円</u>		外径が0.10メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>190円</u>
	外径が0.15メートル以上0.20メートル未満のもの		<u>260円</u>		外径が0.15メートル以上0.20メートル未満のもの		<u>250円</u>
	外径が0.20メートル以上0.30メートル未満のもの		<u>390円</u>		外径が0.20メートル以上0.30メートル未満のもの		<u>380円</u>
	外径が0.30メートル以上0.40メートル未満のもの		<u>510円</u>		外径が0.30メートル以上0.40メートル未満のもの		<u>500円</u>
	外径が0.40メートル以上0.70メートル未満のもの		<u>900円</u>		外径が0.40メートル以上0.70メートル未満のもの		<u>870円</u>
	外径が0.70メートル以上1.00メートル未満のもの		1,300円		外径が0.70メートル以上1.00メートル未満のもの		1,300円
	外径が1.00メートル以上のもの		<u>2,600円</u>		外径が1.00メートル以上のもの		<u>2,500円</u>
	マンホールその他これに類するもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,300円		マンホールその他これに類するもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,300円
工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設 土石、竹木、瓦その他の工事用材料	1メートル又は1平方メートルにつき1月	420円	工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設 土石、竹木、瓦その他の工事用材料	1メートル又は1平方メートルにつき1月	420円		
橋りょう、栈橋、上屋その他のこれらに類する 工作物	1平方メートルにつき1年	360円	橋りょう、栈橋、上屋その他のこれらに類する 工作物	1平方メートルにつき1年	360円		

改正後			改正前		
工作物の設置を伴わない土地の占用	1平方メートル につき1年	75円	工作物の設置を伴わない土地の占用	1平方メートル につき1年	75円

議案第62号

藤井寺市南部大阪都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について

○藤井寺市南部大阪都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和56年藤井寺市条例第32号） 新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 (略) (延滞金の割合の特例)</p> <p>2 当分の間、第11条第1項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）</u>が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.5パーセントの割合にあつては<u>その年における延滞金特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合）</u>とする。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 (略) (延滞金の割合の特例)</p> <p>2 当分の間、第11条第1項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）</u>が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年（<u>以下この項において「特例基準割合適用年」という。</u>）中においては、年14.5パーセントの割合にあつては<u>当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合）</u>とする。</p>

議案第63号

藤井寺市水道事業給水条例の一部改正について

○藤井寺市水道事業給水条例（昭和35年藤井寺市条例第3号） 新旧対照表

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第4章 料金及び手数料（第21条—<u>第29条の2</u>）</p> <p><u>（債権の放棄）</u></p> <p><u>第29条の2</u> 管理者は、料金の債権について、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該料金の債権を放棄することができる。</p> <p><u>（1）消滅時効に係る時効期間が経過した場合（債務者が時効の援用をしない特別の理由があるときを除く。）</u></p> <p><u>（2）破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項、会社更生法（平成14年法律第154号）第204条第1項その他の法令の規定により、債務者が当該料金の債権につきその責任を免れた場合（保証人の保証があるときを除く。）</u></p> <p><u>（3）債務者が死亡し、相続財産及び相続人が存在しない場合又は存在の有無が判明しない場合</u></p> <p><u>2 管理者は、前項の規定により料金の債権を放棄したときは、これを議会に報告しなければならない。</u></p>	<p>目次</p> <p>第4章 料金及び手数料（第21条—<u>第29条</u>）</p>

議案第64号

藤井寺市水道事業の設置等に関する条例等の廃止等について

○非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和34年藤井寺市条例第17号） 新旧対照表
（第2条関係）

改正後		改正前	
別表第1（第2条、第4条関係）		別表第1（第2条、第4条関係）	
区分	報酬額	区分	報酬額
(略)		(略)	
保育所嘱託医師（内科）	年額 151,800円	保育所嘱託医師（内科）	年額 151,800円
保育所嘱託医師（歯科）	年額 75,900円	保育所嘱託医師（歯科）	年額 75,900円
小中学校医（内科）	年額 228,200円 （複数の学校を兼務する小中学校医においても同額とする。） 当該年度の5月1日現在における担当児童又は生徒の数に426円を乗じて得た額を加算する。	水道事業経営審議会委員	日額 9,500円
(略)		水道施設整備事業評価委員会委員	日額 9,500円
		小中学校医（内科）	年額 228,200円 （複数の学校を兼務する小中学校医においても同額とする。） 当該年度の5月1日現在における担当児童又は生徒の数に426円を乗じて得た額を加算する。
		(略)	

○特別職の職員の給与に関する条例（昭和34年藤井寺市条例第18号） 新旧対照表
 （第3条関係）

改正後	改正前																												
<p>（趣旨） 第1条 この条例は、次に掲げる特別職の職員（以下「職員」という。）の給与に関する事項を定めるものとする。 （1）～（3） （略）</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～7 （略） （給料月額の特例措置）</p> <p>8 令和元年8月1日から令和5年4月30日までの間における給料月額は、別表の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">教育長</td> <td style="text-align: right;">584,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>9 （略） 別表（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">教育長</td> <td style="text-align: right;">730,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	給料月額	（略）		教育長	584,000円	区分	給料月額	（略）		教育長	730,000円	<p>（趣旨） 第1条 この条例は、次に掲げる特別職の職員（以下「職員」という。）の給与に関する事項を定めるものとする。 （1）～（3） （略） <u>（4） 水道事業管理者</u></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～7 （略） （給料月額の特例措置）</p> <p>8 令和元年8月1日から令和5年4月30日までの間における給料月額は、別表の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">教育長</td> <td style="text-align: right;">584,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">水道事業管理者</td> <td style="text-align: right;">584,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>9 （略） 別表（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">教育長</td> <td style="text-align: right;">730,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">水道事業管理者</td> <td style="text-align: right;">730,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	給料月額	（略）		教育長	584,000円	水道事業管理者	584,000円	区分	給料月額	（略）		教育長	730,000円	水道事業管理者	730,000円
区分	給料月額																												
（略）																													
教育長	584,000円																												
区分	給料月額																												
（略）																													
教育長	730,000円																												
区分	給料月額																												
（略）																													
教育長	584,000円																												
水道事業管理者	584,000円																												
区分	給料月額																												
（略）																													
教育長	730,000円																												
水道事業管理者	730,000円																												

○藤井寺市特別会計条例（昭和39年藤井寺市条例第17号） 新旧対照表
 （第4条関係）

改正後	改正前
<p>（設置） 第1条（略） 2 前項に規定するものを除くほか、他の法律に基づいて設置する特別会計は、次のとおりとする。 （1）～（3）（略） <u>（4）</u>（略） <u>（5）</u>（略）</p>	<p>（設置） 第1条（略） 2 前項に規定するものを除くほか、他の法律に基づいて設置する特別会計は、次のとおりとする。 （1）～（3）（略） <u>（4）</u> <u>水道事業会計</u> <u>水道事業</u> <u>（5）</u>（略） <u>（6）</u>（略）</p>

○藤井寺市職員定数条例（昭和55年藤井寺市条例第5号） 新旧対照表
 （第5条関係）

改正後	改正前
<p>（職員の定数） 第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 （1）～（3） （略）</p> <p><u>（4）</u> （略） <u>（5）</u> （略） <u>（6）</u> （略） <u>（7）</u> （略） <u>（8）</u> （略） <u>（9）</u> （略）</p> <p>定数計 <u>688人</u></p> <p>2 （略）</p>	<p>（職員の定数） 第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 （1）～（3） （略） <u>（4）</u> <u>水道事業の職員 27人</u> <u>（5）</u> （略） <u>（6）</u> （略） <u>（7）</u> （略） <u>（8）</u> （略） <u>（9）</u> （略） <u>（10）</u> （略）</p> <p>定数計 <u>715人</u></p> <p>2 （略）</p>

○藤井寺市情報公開条例（平成11年藤井寺市条例第1号） 新旧対照表
 （第6条関係）

改正後	改正前
<p>（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1） 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。</p> <p>（2）・（3） （略）</p>	<p>（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1） 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、<u>水道事業管理者</u>及び議会をいう。</p> <p>（2）・（3） （略）</p>

○藤井寺市個人情報保護条例（平成11年藤井寺市条例第2号） 新旧対照表
 （第7条関係）

改正後	改正前
<p>（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1）～（3） （略） （4） 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。 （5）～（10） （略）</p>	<p>（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1）～（3） （略） （4） 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、<u>水道事業管理者</u>及び議会をいう。 （5）～（10） （略）</p>

○藤井寺市行政手続条例（平成11年藤井寺市条例第3号） 新旧対照表
 （第8条関係）

改正後	改正前
<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）～（5） （略）</p> <p>（6） 市の機関 市長、地方自治法第138条の4第1項の規定により市に置かれる執行機関若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であつて法律若しくは条例上独立に権限を行使することを認められた職員をいう。</p> <p>（7）・（8） （略）</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）～（5） （略）</p> <p>（6） 市の機関 市長、地方自治法第138条の4第1項の規定により市に置かれる執行機関、<u>地方公営企業法第7条の規定により市に置かれる水道事業管理者</u>若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であつて法律若しくは条例上独立に権限を行使することを認められた職員をいう。</p> <p>（7）・（8） （略）</p>

○藤井寺市職員の厚生制度に関する条例（平成18年藤井寺市条例第3号） 新旧対照表
 （第9条関係）

改正後	改正前
<p>（定義） 第2条 この条例において「職員」とは、次に掲げる者をいう。 （1）～（3） （略）</p> <p><u>（4）</u> <u>前3号</u>に掲げる者のほか、市長が適当と認める者</p>	<p>（定義） 第2条 この条例において「職員」とは、次に掲げる者をいう。 （1）～（3） （略） <u>（4）</u> <u>企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年藤井寺市条例第11号）の適用を受ける者</u> <u>（5）</u> <u>前各号</u>に掲げる者のほか、市長が適当と認める者</p>

○重要な公の施設に関する条例（平成19年藤井寺市条例第18号） 新旧対照表
 （第10条関係）

改正後	改正前
<p><u>（特に重要な公の施設）</u> 第3条 <u>法第244条の2第2項の規定により、議会において出席議員の3分の2以上の者の同意を要する特に重要な公の施設は、下水道事業施設とし、その長期かつ独占的な利用は、10年を超える期間にわたり一般の利用を著しく妨げることとなる利用とする。</u></p>	<p><u>（特に重要な公の施設の廃止又は独占的利用）</u> 第3条 <u>次に掲げる公の施設を廃止し、又は10年を超える独占的な利用をさせようとするときは、法第244条の2第2項の規定により議会において出席議員の3分の2以上の者の同意を得なければならない。</u></p> <p><u>（1） 上水道事業施設</u> <u>（2） 下水道事業施設</u></p>

○一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年藤井寺市条例第15号） 新旧対照表
 （第11条関係）

改正後	改正前
<p>（特定任期付企業職員の給与の特例等） 第9条 （略）</p>	<p>（特定任期付企業職員の給与の特例等） 第9条 （略） <u>2 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年藤井寺市条例第11号。次項において「企業職員給与条例」という。）第5条、第6条、第6条の3及び第14条の規定は、特定任期付企業職員には適用しない。</u> <u>3 特定任期付企業職員に対する企業職員給与条例第2条第3項の規定の適用については、同項中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当、特定任期付企業職員業績手当」とする。</u></p>

○藤井寺市暴力団排除条例（平成25年藤井寺市条例第28号） 新旧対照表
 （第12条関係）

改正後	改正前
<p>（委任） 第16条 （略）</p>	<p>（水道事業管理者が行う公共工事等の事務への適用） <u>第16条</u> 水道事業管理者が行う公共工事等の事務に係るこの条例の適用については、この条例の規定中「市長」とあるのは「水道事業管理者」とする。 （委任） 第17条 （略）</p>

○藤井寺市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（令和元年藤井寺市条例第22号） 新旧対照表
 （第13条関係）

改正後	改正前
<p>（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2） 市の機関 市長、地方自治法第138条の4第1項の規定により市に置かれる執行機関若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であつて法律若しくは条例上独立に権限を行使することを認められた職員をいう。</p> <p>（3）～（10） （略）</p>	<p>（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2） 市の機関 市長、地方自治法第138条の4第1項の規定により市に置かれる執行機関、<u>地方公営企業法第7条の規定により市に置かれる水道事業管理者</u>若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であつて法律若しくは条例上独立に権限を行使することを認められた職員をいう。</p> <p>（3）～（10） （略）</p>

